使用前・定期安全管理審査実施要領（２０２３１２０６保局第１号）の一部を改正する規程　新旧対照表

［改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。］

改正後	改正前
経済産業省	経済産業省
制定　２０２３１２０６保局第１号 令和５年１２月１５日 改正　●●●●●●●●保局第●号 令和９年●月●日［施行日を記入］	２０２３１２０６保局第１号 令和５年１２月１５日
（略）	（略）
附　則	附　則
（略）	（略）
附　則 本要領は、令和９年●月●日［施行日を記入］から施行する。	（新設）
別紙	別紙
（略）	（略）
目次　（略）	目次　（略）
１．～添付資料１－５　（略）	１．～添付資料１－５　（略）
添付資料１－６	添付資料１－６
溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認項目	溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認項目
審査機関は、溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認においては、法第５２条及び省令第８２条 の２に関する以下の事項について確認を行う。 なお、確認の際には、溶接自主検査記録（総括表）を基に、設置者に対してヒア	審査機関は、溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認においては、法第５２条及び省令第８２条 の２に関する以下の事項について確認を行う。 なお、確認の際には、溶接自主検査記録（総括表）を基に、設置者に対してヒア

リングするとともに、前回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日から今回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日までの間に実施した全ての検査記録の中から１０％程度のサンプリング（製品認証制度を活用した一部の検査記録は除く。）を行い、その内容を確認することをもって、網羅的に溶接自主検査の適切性を確認しなければならない。 （略） 添付資料２　（略） 添付資料３ 使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法 （略） （１）　（略） （２）火力設備・燃料電池設備に係る溶接自主検査に係る検査記録の選定方法 前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間に実施された全ての溶接自主検査の記録の中から、検査対象となる全溶接継手数のうち１０％程度の溶接継手について、検査計画書単位で各検査工程の検査記録を抜き取り選定する。 なお、既に製品認証を取得している溶接継手については、検査記録の抜き取り対象から控除する。	リングするとともに、前回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日から今回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日までの間に実施した全ての検査記録の中から１０％程度のサンプリング（民間製品認証制度を活用した一部の検査記録は除く。）を行い、その内容を確認することをもって、網羅的に溶接自主検査の適切性を確認しなければならない。 （略） 添付資料２　（略） 添付資料３ 使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法 （略） （１）　（略） （２）火力設備・燃料電池設備に係る溶接自主検査に係る検査記録の選定方法 前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間に実施された全ての溶接自主検査の記録の中から、検査対象となる全溶接継手数のうち１０％程度の溶接継手について、検査計画書単位で各検査工程の検査記録を抜き取り選定する。 なお、既に民間製品認証を取得している溶接継手については、検査記録の抜き取り対象から控除する。